

# 鹿嶋市立豊津小学校ホームページ管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、鹿嶋市立豊津小学校ホームページを活用してインターネット上へ情報を発信する運用・管理等に関する事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) コンテンツ：豊津小ホームページ上で情報提供する内容で文章，図画，写真，動画等の総称。
- (2) リンク：他のホームページと関連付け。
- (3) コンテンツマネジメントシステム(以下「CMS」)：情報を更新するシステム。

## (運用管理者)

第3条 豊津小ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。

- 2 運用管理者は、委員会を招集し、委員会を主宰する。委員会には、委員長(管理者)、委員長代理を置き、委員長が委員長代理を任命する。
- 3 運用管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 豊津小ホームページ全体の運用・管理に関すること。
  - (2) 豊津小ホームページの発信における調整に関すること。
  - (3) コンテンツの作成に関する指導・助言に関すること。
  - (4) その他、豊津小ホームページの運用に関すること。

## (発信管理者)

第4条 豊津小ホームページの充実を図り、掲載するコンテンツを適正・迅速に発信・管理するため、豊津小ホームページ発信管理者(以下「発信管理者」という。)を置く。

- 2 発信管理者は、事務局員等とする。
- 3 発信管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 事業に関する豊津小ホームページの公開及び動作確認に関すること。
  - (2) 事業に関するコンテンツの作成・修正・削除に関すること。
  - (3) 情報発信に関するその他必要なこと。

## (情報の掲載責任)

第5条 発信管理者は、適時情報を発信すると共に発信した情報について、最新の状態にするよう努める。また、提供する情報についての問い合わせは豊津小実行委員会が責任をもって対応する。

- 2 豊津小ホームページに情報を新規に掲載する場合又は掲載されている情報を修正する場合には、該当コンテンツの追加・更新に関して、発信管理者にコンテンツの確認を行う。

## (コンテンツの作成・管理)

第6条 コンテンツの作成については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 豊津小ホームページ全体の構成及び調整は発信管理者が行う。
- (2) 運用管理者は、ホームページ閲覧者の見易さとコンテンツ内容について管理する。
- (3) 豊津小ホームページの構造上、基本コンテンツに分類される項目は、運用管理者と情報発信者で作成し管理する。

#### (情報の種類)

第7条 豊津小ホームページに掲載するのが望ましい情報について迅速・適正に発信する。

- (1) 所管する事務事業に関する情報及びサービス
- (2) 豊津小運営に関する情報、パンフレット、チラシ等の情報
- (3) 報道機関等を通じて、広く周知させることを目的として作成した情報
- (4) その他、豊津小実行員会が公益上必要と認める情報

#### (掲載情報の制限)

第8条 次の各号に該当する情報は豊津小ホームページに掲載することができない。

- (1) 誹謗、中傷その他公序良俗に反する情報
- (2) 営業活動又は営利を目的とした情報
- (3) 特定の政党・宗教団体等の宣伝、布教を目的とした情報
- (4) 他の利用者または第三者に不利益をもたらす情報
- (5) その他公共性や公益性を損なうなど、運用管理者が不相当と認める情報

2 個人情報に関わる内容の掲載については、次の各号とする。

- (1) 児童・保護者・職員等の個人名の掲載は、本人に必ず確認をする。(基本的に掲載しない)
- (2) 個人の住所・電話番号及びメールアドレスは掲載しない。

3 前項の規定にかかわらず、当該本人が個人情報の内容に関わる内容の掲載について了承した場合は、この限りではない。

#### (リンクの設置)

第9条 豊津小ホームページからリンクする際の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 県や県教育委員会のホームページ及び近隣市とその教育委員会ホームページ
- (2) 公共機関等
- (3) 教育コンテンツ等の事業主(ホームページがない場合はバナーの表示)
- (4) その他、運営管理者が適当と認めるもの

#### (著作権及び肖像権等への留意)

第10条 自ら作成したものでない文章、写真、図画、音楽及び動画等を豊津小ホームページに掲載する場合は、著作権及び肖像権等を厳守する。

#### (禁止事項)

第11条 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しないものとする。

- (1) 第三者を誹謗中傷するとか、第三者に不利益等をもたらすもの
- (2) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- (3) 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- (4) 営利を目的としたもの
- (5) その他、運営管理者が不適切と判断するもの

#### (その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。